

平成22年6月2日

「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」における路上喫煙禁止地区および美化推進重点地区の指定とキャンペーンの実施について

【概要】

市民の利用度が高く、人が集まる主要駅の駅前を路上喫煙禁止地区および美化推進重点地区として指定し、キャンペーン等を通じて、条例の趣旨と目的の浸透をはかります。

【内容】

平成22年1月1日に施行された「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例」は、路上喫煙に一定の規制を設けた条例としては西多摩では初となります。

この条例では、道路、公園等の屋外の公共の場所や他人が所有、管理する場所でのゴミのポイ捨て、飼い犬のふんの放置の他、歩きタバコや自転車等での走行中の喫煙行為を禁止しています。

さらに、路上喫煙禁止地区として指定された場所では、立ち止まっただけの喫煙も禁止（※1）となります。

今回、7月1日付けで、青梅駅、東青梅駅、河辺駅の3駅前の一定のエリアを路上喫煙禁止地区、美化推進重点地区として指定し、巡回員によるパトロールを行って、条例の趣旨説明と街の美化推進への協力を呼びかけます。

また、地区指定初日にあたる7月1日には、竹内市長を先頭に河辺駅頭で

キャンペーンを行う予定です。

※1 市で設置した喫煙マナースポットの灰皿、あるいは民間の店舗等が設置した灰皿での喫煙は規制の対象外です。

《 担当 環境経済部環境政策課 》